

星崎診療所 居宅療養管理指導のお知らせ

2023年7月改訂

2024年2月改訂

2024年7月改訂

この案内は「星崎診療所」の居宅療養管理指導の重要事項について書かれています。

南医療生活協同組合 代表者名：代表理事 室生 厚
住 所：名古屋市緑区南大高二丁目 204 番地



星崎診療所
(事業所番号 2311200485)

管理者 喜多村 敬
住 所 名古屋市南区星崎一丁目 123 番地
T E L 052-821-9201

居宅療養管理指導の目的・内容

居宅療養管理指導の種類	目的・内容
医師が行う居宅療養管理指導	担当の医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。 ※ 事業者への情報提供については、個人情報ですので利用者の同意を得て行います。
管理栄養士が行う居宅療養管理指導	管理栄養士は、医師の指示のに基づき栄養ケア計画を作成し、利用者または家族等に栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。

事業所・職員の体制 外来営業日

事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		勤務体制
		常勤(人)	非常勤(人)	
医師（管理者） 喜多村 敬	6	1	5	勤務時間（8：40～17：20）
看護師 阪本亜由美 他	9	3	6	勤務時間（8：30～17：30）

外来営業日（日曜日・祝日・12月30日午後より1月3日までは営業を行っておりません。）

営業日	営業時間
平日	9：00～17：00（月・金は～19：30）
土曜日	9：00～12：00

事業所の特色等

(1) 事業の目的

患者様やそのご家族が安心して在宅医療を続けられるように、医療・介護の連携を図りながら支援いたします。

(2) 運営方針

患者様やそのご家族の思いを尊重した医療・介護の提供に努めます。

ケアマネージャや訪問看護、訪問介護等の事業所と連携してよりよいケアの提供に努めます。

(3) その他

事 項	内 容
満足度評価や 監査による改善	患者様の満足度を上げるため、アンケートで効果等を評価や、内部・外部からの監査により、サービスの改善・向上に努めます。
従業員研修	随時、療養管理指導の研修を行っています。

サービスを提供する範囲

名古屋市南区（一部）緑区（一部）

利用料

介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合証に記載された利用者の負担割合に応じた額が利用者の負担額となります。

居宅療養管理指導の種類	介護報酬単位数
医師が行う居宅療養管理指導	※医療保険の「在宅時医学総合管理料」を算定しない場合
	■ 1月に2回を限度として（1回あたり） 515単位 （単一建物居住者以外の方に行う場合）
	■ 1月に2回を限度として（1回あたり） 487単位 （単一建物居住者の方に行う場合）
	※医療保険の「在宅時医学総合管理料」を算定している場合
	■ 1月に2回を限度として（1回あたり） 299単位 （単一建物居住者以外の方に行う場合）
	■ 1月に2回を限度として（1回あたり） 287単位 （単一建物居住者の方に行う場合）
居宅療養管理指導料（管理栄養士が行う場合）（月2回まで）	■ 単一建物居住者以外の方に対して行う場合 545単位 ■ 単一建物居住者に対して行う場合 487単位

利用料等のお支払方法

利用した月の末日で締めさせていただき、翌月に、利用者さまに郵便にて送付いたします。費用のご清算に関しては、利用者さまのご指定口座からの自動引き落とし、または当方の所定口座へのお振込みとなります（お振込みの場合の手数料は、ご負担いただきます）

自動引き落とし用の所定の用紙につきましては、別途ご記載のご案内をいたします

サービスに関する苦情

利用者様に提供したサービスに関する苦情や相談は、星崎診療所までご連絡ください。また、市町村の相談窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

当診療所相談窓口	窓口責任者 星崎診療所事務長 電話（052）821-9201
市町村・他の相談窓口	名古屋市南区役所 介護保険係 電話 代表 052-823-9415 名古屋市緑区役所 介護保険係 電話 代表 052-621-2111 愛知県国民健康保険団体連合会 電話 代表（052）971-4165

虐待の防止について

虐待防止に関する担当者

管理者 鈴木 徳章

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

西暦 年 月 日

事業者	住所	名古屋市南区星崎一丁目 123 番地	
事業者（法人）名	南医療生活協同組合	星崎診療所	
		(事業所番号：2311200485)	
代表者名	代表理事	室生 厚	印
説明者	氏名		印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

西暦 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印
代理人（選任した場合）	住所	
	氏名	印